

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「放送技術研究所の架空工事の発注」事案に関する監査委員会活動結果報告書について、「① NHKの物品購入時における検収が求められている金額基準 ② NHKの購入物品の在庫管理を実施している金額基準 ③ 『年度末に残った予算を返納せず研究のために支出』はどこ在所管で発生したのか、予算配分方法（放送技術研究所全体予算⇒各研究内容単位で予算配分⇒個人研究員）、予算消化のための研究支出に問題があったとした具体的内容 ④ 内部監査室が実施した調査手法（全件か試査、抽出件数、対象金額）」について開示の求めがあった。

NHKは、③のうち「年度末に残った予算を返納せず研究のために支出した部署」は開示したが、①、②、および③のうち予算の配分方法については文書が存在せず開示することができないとした。また、③のうち「研究支出に問題があったとした具体的な内容」については人事に関する情報であるため、④については監査の具体的な手法であるため、いずれも開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがありNHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号に該当し、開示することができないとした。

なお、①について、「NHKの物品購入時における検収は、金額にかかわらずすべて行っている」と情報提供した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書のうち、①、②、および③のうち予算の配分方法については、文書が存在せず開示することができない。③のうち「研究支出に問題があったとした具体的な内容」については、NHKが守秘義務を課せられており規程第8条1項6号前段の不開示情報に該当するため、④については、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあり規程第8条1項1号の不開示情報に該当するため、いずれも開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書のうち、NHKが物品を購入した際に検収する金額の基準、在庫管理を行う金額の基準、および予算の配分方法に係る文書は、いずれも文書が存在しないと認められ、「研究支出に問題があったとした具体的な内容」は規程第8条1項6号前段に、「内部監査室が実施した調査手法」は規程第8条1項1号にそれぞれ該当すると認められ、いずれも不開示としたNHKの取扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年11月2日（第227回審議委員会）

第641号諮問、審議、答申